

地方空港等受入環境整備事業費補助金
(空港業務体制強化支援事業<処遇改善及び生産性向上に資する取組の推進>)
交付要綱

令和5年12月22日 国空ネ企第93号

(通則)

第1条 地方空港等受入環境整備事業費補助金(空港業務体制強化支援事業<処遇改善及び生産性向上に資する取組の推進>) (以下「補助金」という。) の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭和30年政令第255号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、空港業務を担う人材の処遇改善及び空港業務の生産性向上に資する取組の推進(以下「処遇改善等の取組」という。)に要する経費の一部を国が補助することにより、急速なインバウンド需要に国内各地で対応するとともに、空港機能が持続可能な形で維持・発展できるよう、空港業務の体制強化を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 國土交通大臣(以下「大臣」という。)は、地方公共団体等(空港の所在する地方公共団体、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成25年法律第67号)第4条第2項に規定する国管理空港運営権者及び同法第11条第2項に規定する地方管理空港運営権者並びに空港法(昭和31年法律第80号)第14条に規定する協議会その他の会議体をいう。以下同じ。)が実施する処遇改善等の取組の推進に係る事業並びに民間事業者が行う処遇改善等の取組に対して地方公共団体等がその経費の一部を補助する事業(以下「補助対象事業」という。)について、予算の範囲内において当該地方公共団体等に対し補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助金の額は、別表に定めるものとする。

(補助要件)

第4条 補助金の交付を受けるためには、空港業務の体制強化を図るための計画(以下「空港業務体制強化事業計画」という。)を策定し、以下に掲げる関係者で構成される空港毎の会議体の議決を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 一 空港管理者
- 二 空港運営権者(コンセッション空港の場合に限る。)
- 三 航空局
- 四 都道府県
- 五 航空・空港関係事業者
- 六 その他空港業務の体制強化に必要な者

2 空港業務体制強化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 計画の目標
- 二 計画の目標を達成するために必要な事業
- 三 前号に掲げる事業の効果の把握及び評価に関する事項
- 四 その他必要な事項

(補助金交付申請)

第5条 地方公共団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に空港業務体制強化事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を地方公共団体等に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付決定の変更等の申請)

第7条 地方公共団体等は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4による交付決定変更通知書を地方公共団体等に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 地方公共団体等は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告等)

第10条 地方公共団体等は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 地方公共団体等は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 大臣は、補助対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを地方公共団体等に命ずることができる。

(実績報告)

第11条 地方公共団体等は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又

は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8により地方公共団体等に通知するものとする。

(補助金の支払い等)

第13条 補助金の支払いは、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

- 2 大臣は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える額の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の請求)

第14条 地方公共団体等は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第9による補助金支払請求書を航空局長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

第15条 大臣は、次の各号に掲げる場合には交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 地方公共団体等が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
 - 二 地方公共団体等が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 地方公共団体等が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
 - 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、

年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 16 条 地方公共団体等は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金にかかる消費税仕入控除額が確定したときは、様式第 10 を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金の額につき、年利 10.95 % の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(事業の中止等)

- 第 17 条 地方公共団体等は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、様式第 11 による補助対象事業中止申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

- 第 18 条 地方公共団体等は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 地方公共団体等は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- 3 地方公共団体等は様式第 12 により調書を作成しておかなければならない。

(取得財産等の整理)

- 第 19 条 地方公共団体等は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

- 第 20 条 地方公共団体等は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

- 第 21 条 地方公共団体等は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第 22 条 地方公共団体等は、取得財産等について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して大臣が別に定める期間を経過するまでの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 地方公共団体等は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第 13 による財産処分承認申請書を大臣に提出して、大臣の承認を受けなければならぬ。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第 1 項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により地方公共団体等に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 23 条 地方公共団体等は民間事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 4 条、第 19 条から第 21 条まで及び第 22 条第 1 項の規定に準ずる条件を付さなければならない。

別表（第3条第2項関連）

	補助対象経費の区分	補助率
空港業務を担う人材の待遇改善	保育施設、休憩所等の職場環境改善の整備に要する経費	1/2 以下 (民間事業者に対して地方公共団体等が経費の一部を補助する場合にあっては、地方公共団体等が補助する金額の1/2以下)
空港業務の生産性向上に資する取組	下記に掲げる空港業務の生産性向上に資する取組に要する経費 イ 空港における資機材の共有化又は共用化に要する経費 ロ 応援派遣、業務委託及び空港における資機材のレンタル等の需要変動リスクへの対応に要する経費	1/2 以下 (民間事業者に対して地方公共団体等が経費の一部を補助する場合にあっては、地方公共団体等が補助する金額の1/2以下)

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。